

横浜市立浜中学校 いじめ防止基本方針

平成25年12月25日策定

令和5年3月23日改定

【1】 いじめ防止に向けた学校の考え方

1. いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2. いじめ防止等に向けての基本理念

生徒が互いに尊重しあい、それぞれが自己有用感をもって生活できるよう、個々の成長を促します。また、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場となる学級や組織づくりをすすめています。

しかし、ひとたび子どもの生活の場に、互いをけん制しあうような「いじめ」があると、子どもの居場所としての機能を失い、健やかな成長への妨げになってしまいます。「いじめ」をなくすために、本校では、常に危機感と注意力をもち、「いじめ」に対して真摯に向き合い、早期に解決をはかります。

【2】 学校いじめ防止対策委員会の設置

1. 委員会の構成員

校長・副校長・生徒指導専任・生徒指導部

※必要に応じて、スクールカウンセラーなど、心理や福祉等の専門家も参加する。

2. 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を月1回以上、定期的を開催する。
- ・いじめの疑いがあった場合には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3. 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在および活動を生徒・保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談窓口・通報窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定や保護者との連携を組織的に行う。

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかの点検と見直し

【3】 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1. いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団づくりの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進

2. いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の徹底）
- ・定期的なアンケートの実施と、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談（春・夏・冬）の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

3. いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対処方針決定、記録
- ・被害生徒および保護者への支援、加害生徒および保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関及び、専門機関との連携

4. いじめの解消の要件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3ヵ月止まっていること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

5. 教職員等への研修の実施

生徒の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修等を行う

- ・生徒指導研修
- ・生徒理解研修
- ・いじめ防止研修

6. 学校運営協議会等の活用

浜中学校区学校家庭地域連携事業等の会合で、いじめ問題についても話題にして、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

7. 取組の年間計画

月	活 動 内 容 に つ い て
4	生徒指導研修 地域訪問 保護者説明会等で基本方針説明
5	教育相談① いじめ早期発見のための生活アンケート 修学旅行等体験活動
6	学校家庭地域連絡協議会 浜中ブロック横浜子ども会議 YP アセスメント
7	個人面談 祭礼パトロール
8	生徒指導研修 生活アンケート① 小中合同研修会 祭礼パトロール
9	教育相談②
10	小中児童生徒交流日
11	四校を語る会 YP アセスメント
12	個人面談 いじめ解決一斉キャンペーン 人権週間の取組
1	生活アンケート② 教育相談③
2	学校評価アンケート結果検討 入学説明会（携帯端末に関わる説明）
3	年間の振り返り 新年度への引継ぎ

※ネットパトロールは適宜実施

【4】 重大事態への対処

1. 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

2. 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

【5】 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合には、いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

必要であると認められる際には、いじめ防止基本方針を改定し、改めて公表する。